

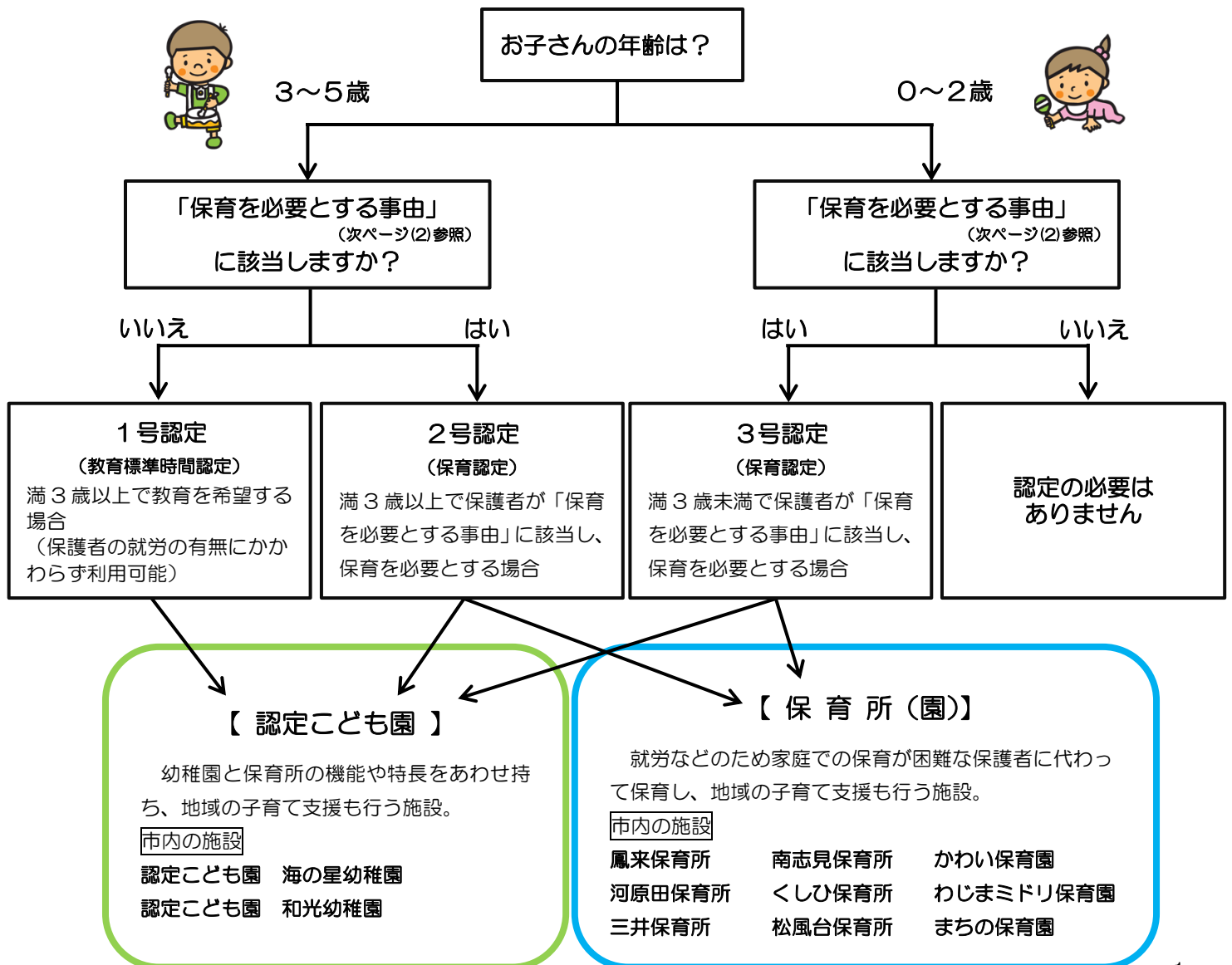
入所（園）のしおり

- 必要書類がすべて揃ってからお申し込みください。
- 育児休業中の新規入所（園）はできません。※2・3号認定の場合
復職される1ヶ月前から利用可能です。
- 輪島市公式 LINE からオンライン申請ができるようになりました。※8 ページをご覧ください。

子ども・子育て支援制度について

(1) 教育・保育給付認定

子ども・子育て支援制度では、施設の利用を希望している場合、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定には3つの認定区分(1号・2号・3号)があり、区分に応じて施設の利用先が決まっていきます。



(2) 保育を必要とする事由

保育が必要な場合は、保護者のいずれもが次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

- ① 就労(1ヵ月あたりの就労時間が、**48時間以上**労働することを常態としていること。フルタイムのほか、パートタイム、夜勤、自営業などの居宅内労働など基本的にすべての就労を含みます)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他の理由により市が認める場合

(3) 保育の必要量

保育認定(2号・3号)を受けた方は、「保育を必要とする事由」、「保護者の状況」によって、1日における保育の利用可能時間が、「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」に区分され、利用できる時間帯が異なります。

保育標準時間	1日当たり最大 11時間 の利用が可能です。
保育短時間	1日当たり最大 8時間 の利用が可能です。

保育標準時間 に認定	保育短時間 に認定	「保育の必要量」により 保育標準時間 または 保育短時間 に認定
①就労(おおむね120時間以上) ②妊娠、出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待やDVのおそれがあること	①就労(おおむね120時間以下) ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑨育児休業取得中に、 <u>既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること</u> ※育児休業終了前のならし保育(復職の1ヶ月前から利用可能)	③保護者の疾病、障害 ④同居または長期入院等をしている親族の介護・看護 ⑦就学 ⑩その他の理由により市が認める場合

※保育短時間における利用時間は原則 8:00～16:00 の8時間の利用となります。

※保育を必要とする事由が保育短時間の場合であっても、客観的な保育の必要性がある場合は申出書によりに判断します。

(4) 認定期間

次のア及びイにより認定期間を決定します。

ア.

認定区分	認定期間
1号認定	小学校就学前までの期間
2号認定	小学校就学前までの期間
3号認定	満3歳の誕生日前日までの期間

イ.

保育を必要とする事由	認定期間
②妊娠、出産	出産予定日の8週間前の日から、出産日の8週間を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間
⑥求職活動(起業準備を含む)	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間
⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
⑨育児休業取得中で、既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること	その事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が認める期間
⑩その他、市が認める場合	その事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が認める期間

※保育を必要とする事由が、上記に該当する場合の認定期間は、アとイの短い方の期間となります。

認定の申請・入所(園)申込の方法

(1) 入所(園)までの流れ

1. 保育所(園)・認定こども園を見学(直接園に連絡し日程調整)
2. 認定・入所(園) 申し込み
 - 方法① 輪島市公式LINEからオンライン申請※8ページをご覧ください。
 - 方法② 紙で申請(LINEでの申請ができない場合)
3. 書類審査、選考
4. 支給認定証等交付(園を通じてお渡しします。)
5. 保育所(園)・認定こども園 利用開始

(2) 必要書類

希望認定区分	オンラインで申請	紙で申請
1号認定を希望	C. 教育・保育施設の利用料の算定のために必要な書類	A. 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 C. 教育・保育施設の利用料の算定のために必要な書類
2号・3号認定を希望	B. 「保育を必要とする事由」の証明に必要な書類 C. 教育・保育施設の利用料の算定のために必要な書類	A. 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 B. 「保育を必要とする事由」の証明に必要な書類 C. 教育・保育施設の利用料の算定のために必要な書類

- A. 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書※紙で申請する場合必要です。
子育て健康課(ふれあい健康センター内)にあります。

B. 「保育を必要とする事由」の証明に必要な書類一覧 (①～⑩の事由ごとに、必要書類を提出)

No.	保育を必要とする事由	必要書類
①	就労(フルタイム、パートタイム、夜勤、自営業などの居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む)	○就労証明書 ※途中で勤務先等(職業)の変更があった場合は、改めて提出してください。
②	妊娠、出産	○母子健康手帳の写し
③	保護者の疾病、障害	○診断書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	○り災証明書
⑥	求職活動(起業準備を含む)	○求職活動支援機構等利用証明書
⑦	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	○在学証明書
⑧	虐待やDVのおそれがあること	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨	育児休業取得中に、既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること	○就労証明書
⑩	その他の理由により市が認める場合	○申出書 ○市が必要と認める書類

C. 教育・保育施設の利用料の算定のために必要な書類

入所(園)月	世帯類型	必要書類
4月～8月	前年1月1日現在、輪島市に住民登録をしていた方	○書類は不要です
9月～翌年3月	当年1月1日現在、輪島市に住民登録をしていた方	
4月～8月	前年1月1日現在、輪島市 <u>以外</u> に住民登録をしていた方	○前年度所得課税証明書 (マイナンバーの記入があれば省略できます。ただし、非課税の場合は提出していただきます。)
9月～翌年3月	当年1月1日現在、輪島市 <u>以外</u> に住民登録をしていた方	○当年度所得課税証明書 (マイナンバーの記入があれば省略できます。ただし、非課税の場合は提出していただきます。)
通年	生活保護を受けている世帯	○被保護証明書

マイナンバーについて

マイナンバー法の施行に伴い、教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申請書に、マイナンバーの記載が必要になります。申請書の提出の際は、マイナンバーの確認を行いますので必要書類(マイナンバーカード・通知カード・身元確認資料など)をご持参ください。

教育・保育給付認定の現況届

保育所(園)・認定こども園に入所(園)している方は、教育・保育給付認定を受けていますが、認定された内容から変更がないかを確認するために、年に一度「現況届」を提出する必要があります。「現況届」の提出がない場合、利用期間内であっても認定が取り消される場合があります。

教育・保育施設の利用料

利用料は、世帯の市民税所得割額の合計により決定します。

保育認定(3号)の利用料には、給食材料費相当額(主食費及び副食費)が含まれています。

※教育認定(1号)・保育認定(2号)は無償となります。(ただし、副食費は世帯の課税状況に応じて各利用施設で実費徴収となります。)

(単位:円/月)

階層区分		1号認定 (3歳以上児)	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
2	現年度分の市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	
3A	市民税所得割額が 次の区分に該当する世帯	均等割課税のみ	0	0	0	12,000	11,700
3B		48,600円未満	0	0	0	16,000	15,700
4A		73,000円未満	0	0	0	19,000	18,600
4B		97,000円未満	0	0	0	22,000	21,600
5A		139,000円未満	0	0	0	27,000	26,500
5B		169,000円未満	0	0	0	31,000	30,400
6		199,000円未満	0	0	0	36,000	35,300
7	199,000円以上	0	0	0	41,000	40,300	

- この表の入所(園)児童の属する世帯の階層区分の認定は、その児童と生計を一にしている扶養義務者(基本:父母、父母以外は家計の主宰者である場合に限る。)の市民税所得割額によるものとします。

【 家計の主宰者である場合とは… 】

○父母ともに前年分収入 103 万円(所得 48 万円)未満であり、祖父母等が同居している場合

→ 祖父母等のうち所得の額が高い人を、家計の主宰者とします。

○祖父母等が事業主となり父または母を専従者控除の対象としている場合で、専従者控除の対象としている父または母の前年分収入 103 万円未満の場合

→ 事業主である祖父母等を家計の主宰者とします。

※上記に該当する場合は、同一住居内にいる(世帯分離をしている場合を含む)祖父母等を家計の主宰者とします。

【 多子世帯への軽減① 】

3号認定(0歳から2歳)の場合、保護者と生計を一にする場合は上のお子さんの年齢に関係なく、「第1子は、上記の表」、「第2子は、半額」、「第3子以降は無償」となります。(※年収360万円未満相当の世帯については、第2子以降、無償となる場合があります。)

また、1号認定・2号認定(3歳から5歳)の第3子以降の副食費(おかず代)が無償となります。

※「保護者と生計を一にする」とは・・・

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であって、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととなります。(例：寮に入っている高校生等)

【 多子世帯への軽減② 】

次の世帯については、第2子の利用料を無償化。

〈多子世帯への軽減(第2子無償化)の対象者〉

- 《 1号認定の場合 》：世帯の市民税所得割の合計額 77,101円未満 (4B階層の一部)
- 《 2・3号認定の場合 》：世帯の住民税所得割の合計額 57,700円未満 (4A階層の一部)

【 障がい児への軽減 】

世帯の市民税所得割の合計額 77,101円以上の世帯であって、障がい児が入所(園)する場合は、1階層を減じた階層の額とします。

【 ひとり親世帯等への軽減 】

入所(園)児童の属する世帯が「母子・父子世帯等」・「在宅障がい児(者)のいる世帯」で、次の階層区分に認定された場合は、保護者と生計を一にする場合は上のお子さんの年齢に関係なく、「第1子は、下記の表」、「第2子以降は無料」となります。

(単位：円/月)

階層区分		1号認定 (3歳以上児)	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
2	現年度分の市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3A	市民税所得割額 が次の区分に該 当する世帯	均等割課税のみ	0	0	5,500	5,300
3B		48,600円未満	0	0	6,700	6,500
4A		73,000円未満	0	0	7,900	7,700
4Bの一部		77,101円未満	0	0	9,000	8,800

【 途中入退所の日割り計算 】

保護者のあらゆる入退所のニーズに合わせた利用料とするため、月途中の入退所における利用料については、利用期間に応じた日割り計算をして利用料を算定します。※1号は20日で計算。

利用料(月額)×在籍日数(ただし、25日を超える場合は25日)÷25日
※計算の結果、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

【 利用料の切り替え時期 】

4 月分から 8 月分までの利用料は前年度、9 月から翌年 3 月までの利用料は当年度の市民税所得割額を基に決定することとなります。

！ 新制度では、毎年 9 月が利用料の切り替え時期となります。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度の市民税所得割額に基づく利用料						当年度の市民税所得割額に基づく利用料					

【 利用料の納付について 】

保護者の皆さまに負担していただく利用料は、保育所(園)・認定こども園で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。特定教育・保育施設の運営に必要な利用料の納入につきましては、期限までに必ず納付されるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

輪島市の教育・保育施設の紹介

施設の 種類	施設名	住 所	利用 定員 (R5)	開 所 時 間		保育短時間 の 保育時間	開所時間を 超えた 延長保育	実費 徴収	上 乗せ 徴収	連絡先
				(月)~(金)	(土)					
保育所	鳳来保育所	鳳至町石浦 町 83-1	60 人	7:30~18:30	7:30~ 13:00	8:00~16:00	×	○	×	22-2231
	河原田保育所	東中尾町 16	20 人	7:30~18:30	7:30~ 13:00	8:00~16:00	×	○	×	22-1206
	三井保育所	三井町長沢 2-11	20 人	7:30~18:30	7:30~ 13:00	8:00~16:00	×	○	×	26-1201
	南志見保育所	里町 32-47	20 人	7:30~18:30	7:30~ 13:00	8:00~16:00	×	○	×	34-1212
	くしひ保育所	門前町日野 尾二-75	30 人	7:30~18:30	7:30~ 13:00	8:00~16:00	×	○	×	42-3085
	松風台保育所	門前町道下 4-2-1	30 人	7:30~18:30	7:30~ 13:00	8:00~16:00	×	○	×	43-1130
	かわい保育園	河井町 20-1-7	90 人	7:15~18:15	7:15~ 18:15	8:00~16:00	18:15~ 18:45	○	×	23-4177
	わじまミドリ保育園	水守町堂端 14	120 人	7:15~18:15	7:15~ 18:15	8:00~16:00	18:15~ 18:45	○	×	23-1300
	まちの保育園	町野町広江 4-48	20 人	7:15~18:15	7:15~ 18:15	8:00~16:00	18:15~ 18:45	○	×	32-0209
認定こ ども園	和光幼稚園	河井町 23-16-1	100 人	7:15~18:15	7:15~ 18:15	8:30~16:30	18:15~ 18:45	○	○	22-0646
	海の星幼稚園	河井町 13-29-4	65 人	7:15~18:15	7:15~ 18:15	8:00~16:00	×	○	○	22-2087

※ 「実費徴収」とは、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものです。例えば、絵本代・文房具代・行事参加代・通園バス代などにかかる費用です。

※ 「上乗せ徴収」とは、教育・保育の質の向上を図るための対価について、保護者に負担を求めるものです。(詳細については各施設にお問い合わせください。)

給付認定・入所(園)申込 オンライン申請手順

①「入所(園)のしおり」を読む ※下に URL・QR コードがあります。

②必要書類を準備する ※写真を送信していただく必要があります。

- ・保育を必要とする事由の証明に必要な書類(就労証明書等)※下に URL・QRコードがあります。
- ・障害者手帳
- ・本人確認書類等(運転免許証、マイナンバーカード 等)

③輪島市公式 LINE をお友達追加する



←QR コードから追加
または
LINE で「輪島市」と検索し追加

④「入所」または「入園」と入力する
を押すとメッセージが送れるようになります。



⑤質問スタート

必要書類がすべて揃ってから開始してください。

所要時間は 15 分～30 分程度です。

30 分間回答がない場合、自動的にキャンセルとなります。

【写真撮影時の注意事項】

- ・正面から撮影してください。
- ・記載項目がすべて読みとれるようにしてください。
- ・写真の枠内にできるだけ大きく収まるようにしてください。

※写真から必要な項目が読み取れない場合は、不備として取り扱うことがあります。



←輪島市 HP で「入所(園)のしおり」をご覧になれます。

また、就労証明書の様式もあります。作成は勤務先のご担当者様に依頼してください。

【勤務先のご担当者様へ】

URL または QR コードから就労証明書の様式をダウンロードしていただき、作成してください。

URL city.wajima.ishikawa.jp/docs/2021101500020/

※LINE での申請ができない方、紙での申請を希望される方は、子育て健康課(ふれあい健康センター)にお申し出ください。

※ご不明な点がございましたら、子育て健康課までお問い合わせください。

輪島市子育て健康課 子ども未来係

TEL 0768-23-0082(直通)

FAX 0768-23-1138

〒928-0001 輪島市河井町 2-287-1

(ふれあい健康センター内)